

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第26号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
人事委員会規則	
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	1
○ 職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則	3
人事委員会訓令	
○ 人事委員会公印規程の一部を改正する訓令	10
人事委員会告示	
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程	11
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	11
○ 口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定の一部改正	14

公布された法令のあらまし

- ◎職員¹の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）
職員¹の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- ◎職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第2号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「学生」の右に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（第12条の4第1項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を加える。

第1条の3第1項第1号中「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（第12条の4第1項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては2時間以上）」及び「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占め

る職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、当該短時間勤務職員の条例第4条第3項に規定する単位期間ごとの勤務における勤務時間を当該期間における同条第1項の規定による週休日以外の日数で除して得た時間。次項及び第1条の6第1項第2号において同じ。）を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第1条の6第2項中「及び第3項」及び「同条第2項中「第4条第3項」とあるのは「第4条第4項」と、「第1項第1号（ただし書を除く。）及び第2号」とあるのは「第1条の6第1項第2号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第3号」と、を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

第1条の8第2項中「（第2号会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第1条の11を削り、第1条の10を第1条の11とし、第1条の9を第1条の10とし、同条の前に次の1条を加える。

第1条の9 条例第4条第4項第2号の人事委員会規則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として任命権者が認めるものとする。

第26条の3中「第1条の9」を「第1条の10」に改める。

（職員の子育て支援に関する規則の一部改正）

第2条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第1条の3中「第2条の2第1項第2号ア（ウ）」を「第2条の2第1項第2号ア（イ）」に改め、「人事委員会規則で定める会計年度任用職員等」の右に「（同号に規定する会計年度任用職員等をいう。）」を加え、同条第1号中「第4条の3」を「第4条の2」に改め、同条を第1条の2とする。

第1条の4を第1条の3とし、第1条の5から第1条の7までを1条ずつ繰り上げる。

第4条の2を削る。

第4条の3中「条例第21条第1項第2号イ」を「条例第21条第1項第2号」に改め、同条を第4条の2とする。

第4条の4中「第1条の7」を「第1条の6」に改め、同条を第4条の3とする。

第11条中「第1条の6及び」を「第1条の5、」に改め、「第9条まで」の右に「、第11条及び第12条」を加え、同条を第13条とする。

第12条を第14条とする。

第10条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等を講ずる際の配慮）

第11条 任命権者は、条例第27条第1項に規定する措置を講ずるに当たっては、職員による育児休業その他の職員の子育てを支援するための制度（以下この条及び次条において「子育て支援制度」という。）の承認の請求を控えさせることとならないなど、職員による子育て支援制度の活用が図られるように配慮しなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置を講ずる際の配慮）

第12条 任命権者は、条例第28条に規定する措置を講ずるに当たっては、短期はもとより長期の育児休業の取得を希望する職員が希望するおりの期間の育児休業の承認を請求することができるなど、職員による子育て支援制度の活用が図られるように配慮するものとする。

（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成28年兵庫県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正）

第4条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第62条第1項第12号ア中「継続勤務した期間が6月以上」を「任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。）が6月以上又は継続勤務した期間が6月以上」と改める。

第63条第1項第2号を削り、同項第3号を第2号とし、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項を第2

項とし、同条第5項を第3項とする。

第64条第2項中「次の各号のいずれにも該当する第2号会計年度任用職員以外の」を「条例第16条第1項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第18条第1項に規定する指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日まで、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び第2号会計年度任用職員に引き続き採用されないことが明らかである」に改め、同項第1号、第2号及び第3項を削る。

第65条第1項第3号及び第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第66条第2項及び第3項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第3号

職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則

(職員等の旅費に関する規則の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条中「新行政課」を「県政改革課」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「但馬水産事務所、県立健康生活科学研究所」を「環境部総務課、但馬水産事務所、県立健康科学研究所」に改め、同条第2号中「県立健康生活科学研究所」を「県立健康科学研究所」に改め、「保健所」の右に「、こども家庭センター」を加える。

第5条中「県立健康生活科学研究所長、」を削る。

第43条の2第1項及び第2項中「新行政課」を「県政改革課」に改める。

別表第12 9級の項第1号中「局長」の右に「又は次長」を加える。

別表第23 3の項中「、県立健康生活科学研究所のセンター長」を削る。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第51条の2第2項中「新行政課」を「県政改革課」に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款及び教育委員会事務局の款を次のように改める。

知事 の事 務部 局	本庁	(1) 技監 (2) 理事 (3) 会計管理者 (4) 新県政推進室長 (5) 部長 (6) 局長（行政職10級の者に限る。） (7) 参事（行政職特10級及び10級の者に限る。）	1種
		(1) 秘書広報室長 (2) 元町プロジェクト室長 (3) 万博推進室長 (4) 感染症等対策室長 (5) 全国豊かな海づくり大会推進室長 (6) 局長（行政職10級の者を除く。） (7) 出納局長 (8) 工事検査室長 (9) 新県政推進次長 (10) 次長 (11) 公館長	2種
		(1) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (2) 新県政推進参事 (3) 課長 (4) 職員相談員	3種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の者を除く。） (3) 官（行政職8級及び7級並びに医師・歯科医師職4級の者に限る。） (4) 主任広報専門員 (5) 職員健康相談員 (6) 主任技術専門員（行政職8級の者に限る。）	4種
		(1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。） (3) 研究参事	5種
		水産漁港課はやたか船長	7種

地方 機関	(1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (3) 県民局長及び県民センター長 (4) 東京事務所長 (5) 自治研修所長 (6) 広域防災センター長 (7) 県立健康科学研究所長 (8) こども家庭センター所長（行政職10級の者に限る。） (9) 県立工業技術センター所長 (10) 県立ものづくり大学校長 (11) 県立農林水産技術総合センター所長 (12) 県立淡路景観園芸学校校長 (13) 森林動物研究センター所長 (14) こども総括監	1種
	(1) 県民局の副局長及び県民センターの副センター長 (2) 県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者に限る。）及び参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (3) 但馬長寿の郷長 (4) 県税事務所長（行政職9級の者に限る。） (5) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (6) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者に限る。） (7) 土木事務所長（行政職9級の者に限る。） (8) 県立健康科学研究所副研究所長 (9) こども家庭センター所長（行政職9級の者に限る。） (10) 県立総合衛生学院長 (11) 県立工業技術センター次長 (12) 県立農林水産技術総合センター次長	2種

	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県民局及び県民センターの室長(行政職9級の者及び事務所の室長を除く。)、 参事(行政職9級の者及び事務所の参事を除く。)及び次長 (2) 兵庫陶芸美術館副館長(行政職9級の者に限る。) (3) 県立男女共同参画センター所長 (4) 但馬長寿の郷の管理部長 (5) 県税事務所長(行政職9級の者を除く。) (6) 健康福祉事務所長(医師・歯科医師職4級の者を除く。) (7) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長(行政職9級の者を除く。) (8) 農業改良普及センター所長(行政職8級の者に限る。) (9) 但馬水産事務所長 (10) 土地改良事務所長 (11) 土地改良センター所長(行政職8級の者に限る。) (12) 土木事務所長(行政職9級の者を除く。) (13) 尼崎港管理事務所長 (14) 姫路港管理事務所長 (15) 東京事務所次長(総括次長に限る。) (16) 自治研修所次長 (17) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長(医師・歯科医師職4 級及び3級の者に限る。) (18) 職員会館長 (19) 消費生活総合センターの所長 (20) 広域防災センターの次長 (21) 保健所長 (22) こども家庭センター所長(行政職10級及び9級の者を除く。) (23) 女性家庭センター所長 (24) 県立明石学園長 (25) 県立総合衛生学院副学院長 (26) 食肉衛生検査センター所長 (27) 動物愛護センター所長 (28) 県立身体障害者更生相談所長 (29) 精神保健福祉センター所長及び次長 (30) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (31) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (32) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (33) 県立神戸高等技術専門学院長 (34) 県立障害者高等技術専門学院長 (35) 兵庫障害者職業能力開発校長 (36) 旅券事務所長 (37) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長 (38) 家畜保健衛生所長 (39) 森林大学校長 (40) 六甲治山事務所長 (41) 森林動物研究センター次長 (42) 県立淡路景観園芸学校副校長 	<p>3種</p>
--	--	-----------

	<ol style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 広域防災センターの消防学校長 (3) 消費生活センター長 (4) こども家庭センターの参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (5) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者を除く。） (6) 県税事務所の収税室長及び課税室長 (7) 健康福祉事務所の福祉室長 (8) 土地改良センター所長（行政職8級の者を除く。） (9) 土木事務所の室長 (10) 参事（県民局及び県民センターの参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (11) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (12) 消費生活総合センターの副所長及び部長 (13) 広域防災センターの部長 (14) 県立健康科学研究所の危機管理部長 (15) 県立明石学園副園長（行政職8級の者に限る。） (16) 県立総合衛生学院事務部長 (17) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。） (18) 動物愛護センターの支所長（行政職8級の者に限る。） (19) 県立知的障害者更生相談所長 (20) 県立工業技術センター総務部長 (21) 県立ものづくり大専校企画部長 (22) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (23) 県立農林水産技術総合センター農業大専校統括農業教育専門官 (24) 森林動物研究センターの部長 (25) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	<p>4種</p>
--	--	-----------

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 副所長 (2) 室長補佐及び所長補佐 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。） (4) 広域防災センターの消防学校副校長 (5) 県立健康科学研究所の部長（危機管理部長を除く。） (6) 県立明石学園副園長（行政職7級の者に限る。） (7) 県立総合衛生学院の看護・介護部長及び事務部次長 (8) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (9) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長（行政職7級の者に限る。） (10) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長 (11) 県立ものづくり大学の企画部次長並びに姫路職業能力開発校の副校長及び次長 (12) 県立但馬技術大学の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (13) 県立神戸高等技術専門学院副院長 (14) 県立障害者高等技術専門学院副院長 (15) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (16) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (17) 森林大学校副校長 (18) 森林動物研究センター業務部副部長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	5種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター次長 	6種
		県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7種
教育 委員 会事 務局	本庁	教育次長	2種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事（行政職9級の者に限る。） (2) 課長 	3種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 室長 (2) 参事（行政職9級の者を除く。） (3) 官（行政職8級及び7級の者に限る。） 	4種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。） 	5種

地方 機関	(1) 県立教育研修所長 (2) 県立美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (3) 県立図書館長 (4) 県立歴史博物館長 (5) 県立人と自然の博物館長 (6) 県立考古博物館長	1種
	(1) 県立南但馬自然学校学長 (2) 県立但馬やまびこの郷所長 (3) 県立コウノトリの郷公園長	2種
	(1) 教育事務所長 (2) 県立美術館の副館長（行政職9級の者に限る。）及び次長 (3) 県立図書館次長（行政職9級の者に限る。） (4) 県立歴史博物館次長（行政職9級の者に限る。） (5) 県立人と自然の博物館次長（行政職9級の者及び研究職5級の者に限る。） (6) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職9級の者に限る。） (7) 県立考古博物館副館長	3種
	(1) 県立特別支援教育センター所長（兼務者を除く。） (2) 県立南但馬自然学校長 (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職8級の者に限る。） (4) 県立教育研修所の部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (5) 県立美術館西宮分館長 (6) 県立図書館次長 (7) 県立歴史博物館次長（行政職8級の者に限る。） (8) 県立人と自然の博物館次長（行政職8級の者に限る。） (9) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職8級の者に限る。） (10) 県立考古博物館の部長 (11) 県立考古博物館加西分館長	4種
	(1) 教育事務所長の副所長及び所長補佐 (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職7級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職7級の者に限る。） (4) 県立美術館館長補佐 (5) 県立図書館館長補佐 (6) 県立歴史博物館館長補佐 (7) 県立人と自然の博物館館長補佐 (8) 県立コウノトリの郷公園所長補佐 (9) 県立考古博物館館長補佐 (10) 県立考古博物館加西分館分館長補佐	5種
	県立特別支援教育センター副所長	6種
	(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校但州丸船長	7種

別表第1人事委員会事務局の款を次のように改める。

人事委員会 事務局	事務局長	2種
	課長	3種
	(1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。）	5種

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第5条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項1中「新庁舎整備室長 秘書広報室長 感染症等対策室長 全国豊かな海づくり大会推進室長 局長 防災計画監 出納局長 次長 公館長 県土安全参事 住宅参事 監察医務官 新県政推進参事 企画参事 課長 室長 企画官 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 子ども安全官 食品安全官 家畜安全官」を「秘書広報室長 元町プロジェクト室長 万博推進室長 感染症等対策室長 全国豊かな海づくり大会推進室長 局長 出納局長 新県政推進次長 次長 公館長 新県政推進参事 課長 室長 参事 隊長 官（行政職8級及び7級並びに医師・歯科医師職4級の者に限る。）」に改め、同項2中「企画県民部企画財政局総務課、農政環境部農政企画局総務課及び県土整備部県土企画局総務課の各総務企画班長 健康福祉部社会福祉局社会福祉課の総務班長 産業労働部政策労働局産業政策課の総務班長」を「総務課の総務班長及び総務企画班長」に改め、同項9中「水産課」を「水産漁港課」に改め、同款子ども家庭センターの項中「所長」を「所長 参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。）」に改め、同款県立ものづくり大学校の項2中「副校長」を「副校長 次長」に改め、同表教育委員会の款事務局の項本庁の目を次のように改める。

本庁	<p>1 教育次長 課長 室長 参事 官（行政職8級及び7級の者に限る。） 副課長 班長（行政職7級の者に限る。） 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 主幹（人事労務を担当するものに限る。）</p> <p>2 総務課の班長、主幹、主査（秘書又は人事労務を担当するものに限る。）及び人事班の主任</p> <p>3 財務課の財務班長及び学校経理・整備班長</p> <p>4 教職員企画課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任</p> <p>5 教職員人事課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任</p>
----	--

（会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正）

第6条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第22条中「新行政課」を「県政改革課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

人事委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 松 田 直 人

兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会公印規程の一部を改正する訓令

人事委員会公印規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「公文書以外に使用してはならない」を「次に掲げる文書について使用するものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令、条例又は規則の規定により公印を使用する必要がある文書
- (2) 県又は相手方の権利義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印を使用することが必要であると認められる文書

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 松 田 直 人

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程

（職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項を削り、第1条の2第3項中「第3項（）」を「第2項（）」に、「第3項の」を「第2項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項第1号中「（短時間勤務職員にあつては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第4条第1項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この号及び第8項において同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項第3号を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

（職員の子育て支援に関する実施規程の一部改正）

第2条 職員の子育て支援に関する実施規程（平成21年兵庫県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「条例第2条の2第1項第2号アに掲げる会計年度任用職員等に該当するかどうか又は」を削り、「第1条の4」を「第1条の3」に、「第1条の5」を「第1条の4」に改め、同条第2項中「第1条の3」を「第1条の2」に改める。

第1条の3中「第4条の3」を「第4条の2」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。



職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 松 田 直 人

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

（職員の給与に関する実施規程の一部改正）

第1条 職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「新行政課」を「県政改革課」に改める。
別表第1知事の内部部局の項を次のように改める。

知事の内部部局	職員	職員	主任職員	主査 機関長	班長 官 主幹 船長 生活創造活動 専門員 生涯学習専門 員 軽油調査専門 員 健康管理専門 員 統計専門員 企画専門員 計量専門員 渉外専門員 農政専門員 検査専門員 換地専門員 農地管理専門 員 環境創造型農 業専門員 森づくり専門 員 林業専門技術 員 水産業専門技 術員 技術専門員 会計審査・指 導専門員 工事検査専門 員 青少年指導專 門員 児童指導専門 員 文化専門員 機関長	室長 官 副課長 班長 副隊長 主任生活創造 活動専門員 主任生涯学習 専門員 主任軽油調査 専門員 主任健康管理 専門員 主任統計専門 員 主任計量専門 員 主任渉外専門 員 主任農政専門 員 主任換地専門 員 主任農地管理 専門員 主任環境創造 型農業専門員 主任技術専門 員 主任工事検査 専門員 主任青少年指 導専門員 主任児童指導 専門員 主任文化専門 員 船長	新県政推進参 事 課長 室長 参事 隊長 官 主任広報専門 員 職員健康相談 員 職員相談員 主任技術専門 員	秘書広報室長 元町プロジェ クト室長 万博推進室長 全国豊かな海 づくり大会推 進室長 局長 出納局長 工事検査室長 新県政推進次 長 次長 参事 公館長	会計管理者 新県政推進室 部長 局長 参事	理事 技監
---------	----	----	------	-----------	--	---	--	---	---------------------------------------	----------

別表第1 県立ものづくり大学校の項を次のように改める。

県立ものづくり大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 職業教育専門 員 課長補佐	部次長 副校長 次長 主任職業教育 専門員 所長補佐	部長 姫路職業能力 開発校長		校長	
------------	----	----	------	------------	---------------------------	---	----------------------	--	----	--

別表第1 県立農林水産技術総合センターの項を次のように改める。

県立農林水産技術総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 専門技術員 課長補佐	副室長 主任農政専門 員 主任専門技術 員 所長補佐	局長 部長 室長	次長 参事	所長	
農業大学校	職員	職員	主任	課長補佐	課長	副校長	統括農業教育 専門官	校長		

			職員	主査	農政専門員 農業教育専門員 課長補佐	主任農政専門員 主任農業教育専門員				
農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員				
北部農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員				
淡路農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員				
畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員				
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 林業専門技術員 課長補佐	副所長 部長 所長補佐 主任農政専門員				
水産技術センター	職員	職員	主任職員	機関長 通信長 課長補佐 主査	船長 課長 漁業研修館長 農政専門員 水産業専門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁業センター所長 所長補佐 船長 主任農政専門員				

別表第1教育委員会事務局の項を次のように改める。

教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	主査	班長 主幹 管理主事 技術専門員	室長 副課長 班長 主任管理主事 主任技術専門員	課長 室長 参事 官	教育次長 参事		
----------	--------------	--------------	--------------------	----	---------------------------	--------------------------------------	---------------------	------------	--	--

別表第1備考2中「副館長」の右に「及び県立教育研修所の所長」を加え、同表備考3中「園長」の右に「、県立総合衛生学院の学院長」を加え、「及び県立淡路景観園芸学校」を「、県立淡路景観園芸学校」に改め、「副校長」の右に「及び人事委員会事務局の事務局長」を加える。

別表第2知事の内部部局の項を次のように改める。

知事の内部部局	職員	研究員	主幹 上席研究員 主任研究員	副課長 研究主幹 主席研究員	研究参事
---------	----	-----	----------------------	----------------------	------

別表第2県立農林水産技術総合センターの項を次のように改める。

県立農林水産技術総合センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	室長 部長 副室長 研究主幹 主席研究員	次長 場長 室長 参事
農業技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長 病害虫防除所長 原種農場長
北部農業技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
淡路農業技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
畜産技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
森林林業技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
緑化センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	所長 主席研究員	

水産技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
但馬水産技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 次長 主席研究員	所長
内水面漁業センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	研究主幹 主席研究員	

別表第2備考1中「置かれる」の右に「副課長、」を加え、2を3とし、1の次に2として次のように加える。
 2 県立農林水産技術総合センターの水産技術センターの但馬水産技術センターに置かれる所長の職務については、当分の間、4級とすることができる。
 別表第3健康福祉事務所の項を次のように改める。

健康福祉事務所	職員	所長 副所長 課長 主査	所長 副所長 主幹 所長補佐 主任地域保健専門員	所長 参事
---------	----	-----------------------	--------------------------------------	----------

別表第3県立健康生活科学研究所の項を次のように改める。

県立健康科学研究所				所長
-----------	--	--	--	----

別表第3保健所の項の次に次のように加える。

こども家庭センター				参事
-----------	--	--	--	----

別表第3警察本部警務部厚生課の項を次のように改める。

警察本部警務部	職員	医長	医長	参事
---------	----	----	----	----

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「新行政課」を「県政改革課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県人事委員会告示第4号

平成9年兵庫県人事委員会告示第1号(口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定)の一部を次のように改正し、令和4年度以後に実施する職員採用試験について適用する。

令和4年3月31日

兵庫県人事委員会
 委員長 松田直人

「

試験等の名称
職員行政A（大卒程度）採用試験 職員資格免許職採用試験
職員行政B（高卒程度）採用試験 職員経験者採用試験 職員社会人経験者採用試験 職員採用選考試験

」を

「

試験の内容
筆記試験、1次面接試験及び最終面接試験を実施するもの
筆記試験及び面接試験を実施するもの

」に改める。